

STONE RIVER

ストーンリバー

豊中・狭山事件研究会「ストーンリバー」NO. 9 2002年2月

大阪府豊中市庄内栄町3-16-10 (石原方)

TEL・FAX 06-6332-4980

Eメール bin@tcct.zaq.ne.jp

郵便振替 00960-8-100574 「狭山事件研究会」

石川一雄さん

1. 29緊急抗議集会で

残念なことに、弁護団・多くの方のご支援をいただきながら、また棄却されてしまいました。私はいつも司法を信じて今日までできましたけど、これからはもう司法を信じられない、できれば自分は鉄砲玉になりたい、片道の燃料しか積んでいかない。こういった気持ちになったこともあります。でも、今私が突っ込んでいったとしても多くの方にご迷惑をかけることになってしまいます。ですから、私はまた最高裁を信じて闘ってまいります。そのような気持ちでおります。

この4日間は一日も外に出ずに家に閉じこもっていろいろ考えておりました。そして、今日弁護団とともに特別抗告を申し立てにいきました。ぜひとも事実しらべをやっていただきたい、そのことを担当裁判官にお伝え願いたいと言ってまいりました。また、昨日付の「読売新聞」の狭山事件に対する記事を初めて読みました。その中には、2～3メートルある証拠を開示しないのは不当だと書いてありまし



た。まさに権力はこの証拠を隠して私を犯罪者としてこのように晒していること自体許されないと思います。本当に私が犯人なら検察官が証拠を隠さずに全部出せばいい。そのことによって国民のみなさんはもちろんのこと、裁判官が判断するわけですから証拠は全部出してほしい。また公的機関としても出すべきじゃないかと思います。

私はこれからも何十年も生きようと思います。生きなければなりません。そうい

った意味でえん罪が晴れるまでは、みなさんにご迷惑かけるかもわかりませんが、必ずみなさんのご期待にそえるような一生を送っていきたいと思います。

今、特に司法は権力の庇護のもとにやりたい放題やっております。それは絶対に許してはなりません。私自身は寺尾判決、高木決定、これを野放しにしたことによって今、このような無茶苦茶な判決が出せたんじゃないか、そのことをこの4日間、考えておりました。でも、私はそれを暴力で脅していいかどうかということも自分の心のなかで問い返しをしました。それはいけないことです。あくまでも証拠によって裁判所を、司法を追い詰めていく。これがこれからの私たちに課せられた運動であり、自分自身の人生ではないかと思えます。

このえん罪が晴れることによって、いろんな差別がなくなっていくんじゃないか。そのように思いますので、えん罪が晴れるまでは何十年かかってもみなさんのご支援を得て闘ってまいりますので、今後とも石川一雄を厳しく見つめてご支援したいただきたくおねがいし、私の不退転の決意とさせていただきます。

石川早智子さん

1. 29 緊急抗議集会で



40年近いほんとうに長い年月、無実を叫び続けている石川一雄がいます。そして、再審になってからただの一度も石川一雄の声に耳を傾けない、そういう司法があります。こういうことを多くの人に知ってもらいたい。石川一雄に何回、犯人のレッテルをはりつづけたらいいのでしょうか？そういうことをほんとに無念に思います。

今回、私も齋藤さんの鑑定に光を見た思いで期待をしました。相手は大きな権力であることを承知しながらも、やはり私たちの生活はすべて「再

審を開始せよ!」、その1点にありましたので、わずかな光にすぎる思いで精一杯の闘いをしてきたつもりです。でも、多くのご支援、暖かい言葉をいただきながら、力が及ばなくてこのような結果になってしまったことを心からお詫びをしたいと思います。

24日に棄却を聞いたときには、立ちすくんだ私です。一雄さんもそうです。そういうなかで、多くの子どもたち・仲間のみなさんのあたたかい声援がありました。一つ紹介したいと思います。辛淑玉さんのメールのなかで、「怒りを知恵に変えてたたかおう！私はたたかう。無力感が私たちをダメにする。それが相手の思うつぼなんだ。私はいつもあなたたちのそばにいる」という、そういうメールをたくさんいただきました。そういうふうにも思いながらもやはり涙がでます。

精一杯、これからもあきらめず、ひるまず、よき日のためにたたかいぬくつもりでおります。みなさんにこれからもまたご迷惑をおかけすると思えます。それでもよき日のために、みなさんもこれまで以上に力を貸していただきたくおねがいします。

心配していた結果が出てしまいました。このあいだ、22日と23日に高検と高裁へ行きましたが、まさかこういう結果になるとは夢にも思ってなかったです。県連から電話で棄却があったことを聞いたんですが、やっぱり力が抜けました。何のためにここまでやってきたんだと。だけど、みなさんと最後までがんばっていきたいと思っています。

それで、取り調べがあまりにも杜撰だったんじゃないかと思います。おかしいです。証拠開示してもらったらわかります。高検も高裁もわかっていると思います。これ、部落民だから許せないってことなんですかね？私は、最近そう思いました。部落民だから犯人にしてもいいのか？こんなばかなことないですよ。みなさんもまた力を貸してください。一日も早く無実を勝ち取って、弟を普通の人にさせたいと思います。よろしくおねがいします。



私たちはうちつづく棄却決定に学び、知恵を絞り、地歩を固めているのか？

74. 10. 31	東京高裁（寺尾正二）無期懲役判決
→77. 8. 9	最高裁（吉田豊）上告棄却
→80. 2. 7	東京高裁（四谷巖）再審棄却
→81. 3. 25	東京高裁（新関雅夫）異議申し立て棄却
→85. 5. 27	最高裁（大橋進）特別抗告棄却
→99. 7. 8	東京高裁（高木俊夫）再審棄却
→02. 1. 23	東京高裁（高橋省吾）異議申し立て棄却
→ ?	最高裁 ?

私がしたこと その① 第5刑事部のFAX番号を聞く

1月23日、東京高裁（裁判長・高橋省吾、裁判官・本間榮一および山田耕司）は狭山第2次再審異議申し立てを棄却した。第1報を聞いたのは24日午後。インターネットでニュース速報を検索。2時46分発の読売新聞の記事が見つかった。とりあえず抗議文を書いたが、ポストに入れても明日は金曜日、土・日だから、とどくのは月曜日になるだろう。ならばFAXだと、5時をまわっていたが、高裁に電話をして番号をたずねたが、当直の人は全く要領をえず、待たせるだけなので、この日はあきらめ

た。明るく朝一番に電話して刑事第5部につないでもらう。できた人が「お名前は?」「どの事件の関係ですか?」などと高飛車に聞くものだから、すぐに番号を教えてもらえるとのあてがはずれ、カチンときたので、「お宅は誰?」「私が名乗る必要はないでしょう?」とたたみかけると、ぶっきらぼうに教えてくれた。ぜひ、FAXを!

第5刑事部のFAX番号 03-3503-3997

私がしたことその② 新聞・雑誌への投書

24日はニュースはみれず、翌朝早くに目がさめて朝刊をみるが、記事がない!ない!後ろからもう一度読み返すと見つかった!しかし、なんと!たったこれだけとは!何も書いてない!も同然だ。そこで考えた、投書だ!掲載は望み薄だが、することに意味がある。以下にそれを引用する。

なぜ開かない?再審のとびら

1月25日:朝日新聞

1月23日、東京高裁(高橋省吾裁判長)は狭山事件の異議申し立てを棄却した。事件から38年、石川一雄さんの無実の叫びはまたも封じられた。

被差別部落に集中的な見込み捜査がおこなわれたこと、3大物証と言われる万年筆・カバン・時計の発見過程に疑惑がつきまとい、犯人に直結する脅迫状に石川さんの指紋がないこと、封筒の宛名は犯行日以前に書かれ、筆記用具はボールペンではなくペンまたは万年筆で自白と食い違っていることなどの疑問点は解明されたのだろうか。

決定文では、弁護側が精力を傾けて作成した鑑定書については、「独断にすぎない」「推測の域を出ない」などと言い、指紋検出実験についても

「実験条件が正確に再現できたものかどうか明確ではない」と理由も述べずに退けている。弁護側の主張に耳を傾けようという意思は見受けられず、これでは「はじめに結論ありき」と言わざるをえない。

上告審から第1次再審、そして今回の第2次再審異議申し立て棄却にいたる全過程において、一度の事実調べも一人の証人調べも行われることなく棄却決定が続いている。「無事の救済」という再審の理念は狭山事件には通用しないのかと思う。



胸ふさがる「無念です」の一語

1月26日:毎日新聞

1月23日、東京高裁は狭山事件の第2次再審「異議申し立て」を棄却した。「やっぱり」「またか」「なぜ」、さまざまな思いが交錯する。25日、石川一雄さんのパートナーの早智子さんが開設しているホームページを開くと、一雄さんのメッセージとともに「無念です」との早智子さんの書き込みがあった。この一言に詰まっているものを想うと本当に胸がふさがる。

高裁はなぜ異議を認めなかったのか?弁護団が提出した新証拠にどんな判断をしたのか?新聞もテ

レビも事実を淡々と報道するだけで問いへの答えはない。

あの「吉展ちゃん事件」に続いて犯人取り逃がしをした警察が、その権威と威信をかけて生きた犯人をつかまえるとしてとりくんだ狭山事件の真相を歴史の闇に埋もれさすことなく、明らかにすることは司法の責務ではないのか？しかし、東京高裁からの答えもなかった。

誤判とえん罪は司法の罪の最たるものだが、それをただす道はきびしいけれど、あることを信じて石川さん夫妻とともに歩きたいと改めて思う。

狭山事件の真実は消せない

1月26日：週刊金曜日

1月23日、東京高等裁判所第5刑事部（高橋省吾裁判長）は、狭山事件の第2次再審異議申し立てを棄却した。狭山事件は部落差別にもとづくえん罪事件であり、有罪認定のもととなった「自白」や「脅迫状」などの証拠はいずれも石川一雄さんの無実を証明している。異議審でも犯人に直結する脅迫状に石川さんの指紋がないこと、封筒の宛名は犯行日以前に書かれ、筆記用具はボールペンではなくペンまたは万年筆で自白と食い違っていることなどの新事実が明らかになった。だが、決定文は弁護側の鑑定書は、「独断にすぎない」「推測の域を出ない」と言い、指紋検出実験についても「実験条件が正確に再現できたものかどうか明確ではない」と理由も述べずに退けている。

1974年10月31日の東京高裁・寺尾裁判長による「無期懲役」判決以来、上告審と第1次再審の全過程、今次の棄却決定にいたるまで、一度の事実調べも一人の証人調べも行われることなく、密室での書面審理による棄却決定がつづいている。ここには「はじめに結論ありき」という予断が貫かれている。石川さんの無実を証明する証拠や鑑定書には目もくれない東京高裁と。「公判廷に提出しない証拠は見せない」と証拠隠しを公言してはばからない東京高検にはひとかけらの期待も抱くことはできず、



暗澹たる気持ちにさせられる。しかし、真実に背を向け“砂上の楼閣”をつみあげる彼らに必ずや歴史の審判が訪れる日がくるはずだ。

それは、石川さん夫妻の全国行脚をはじめ集会やピラマキ、デモ、署名、裁判所・検察庁への要請行動などがエネルギーとなってたくわえられ、事態転換をもたらす飽和点に達するときだろう。私の手の中にも“その日”を準備するためのジグソーの1片がある。最後の1片がはめ込まれる“その日”までともにたたかい続けたい。

もし、全く別々の100人がそれぞれ“その気”になって投書したら、1通ぐらいは載る可能性があるかもしれないとは思わない？聞けば、全国に100を越える「住民の会」が結成されているのだから、あながち無理なことでもないはず・・・。

私がしたこと その③ 東京高裁に直接抗議！

1月29日、東京での緊急抗議集会にでかけたが、新幹線を一台乗り遅れて30分時間をロスしたために、東京についたのが1時半近くになってしまい、昼食をパスしてそのまま高裁に向かった。まず17階の総務課にいき、「(顔見知りの)総務課長の後藤さんいる？」と聞く。が、去年の8月に転勤した

とのこと。5刑（第5刑事部）に抗議文をもっていきたい旨を伝え差し出すと、奥の席の人に相談し、「こちらであずかります」と仲介はしないと言う。それではと、直接行くからと総務課を出て15階の刑事部に向かった。ところが、通路でもあるローカには警備員がたむろし、中ほどにあるドアがロックされそれ以上進めない。「何で、入れないのか?」「警備の責任者は誰?」とそこにいる者に尋ねるが、誰も名乗りでない。そこには総務の職員が二人も先回りしてきていて、「ここから先は入れません。お預かりします」とでしゃばる。ドアの向こうの5刑にむかって「責任者の方、出てきて説明してください!」と何度か叫ぶうち、それらしい人が向こうから出てくる。事情説明を求めると、「公判の関係で警備の指示がでていますので・・・」と言う。どんな公判で、いつおわるのかと聞くと、「時間はわかりません」と逃げをうつ。これはおかしいと思って問いただしていくと、午前中にオウム関連の公判があったことがわかる。では、今は何の事件の公判か?と聞くと、しどろもろどだ。名前と職名を明らかにするよう求めると、刑事部次席書記官の山本と名乗る。そして、とにかく「警備の指示がでていますので・・・おあずかりします」を繰り返す。ところが、その指示とやらも、刑事部全体ではなく、一部であることがわかる。8部はロックされたドアのこちら側にあり、部屋の前まではフリーパスでいけるのだ。もう山本さんの言い訳はボロボロ。かれこれ不毛なやりとりが30分ぐらいつづいたろうか、集会の時間もせまっていたこともあり、惜しい気もしましたが高裁を後にした。



このあと抗議集会の際に、抗議団が高裁に行ったが、聞けば中にも通されず、路上での対応になったとのこと。やはり、にらんだとおり、「狭山」に対する警戒警報が出ていたのだ。

私がしたことその④ 抗議集会に参加

赤坂プリンスホテルを通り過ぎると、ヘルの諸君の姿が目に入り、若干の緊迫感が漂う。道路をはさんだ向かい側にたむろするメモとカメラを手にした公安の諸君にカメラをむけると、向こうもカメラをむけてきた。会場（全国都市会館ホール）入口に矢田の西岡智さんの姿を見つけ声をかける（3月8日、市民共闘解放講座にきていただく）。

定刻の3時前だが、会場はすでにいっぱいですわるイスはなく、前方の壁際に陣取ることにした。プログラムは、例（5月と10月の全国集会とこのようにという意味）のごとし。もちろん、主催者や弁護団それぞれにリキの入ったアピール・挨拶だったが、その後、各界の連帯のアピールとつづき、疲れがたまったところに、石川さん夫妻が登壇して締め、決議となるこの流れはどうもいただけない。もう何度こんなパターン of 集会を繰り返したことだろう? 倦むことなく続けることの意味を否定するものではないが、少しぐらいの工夫はあってもいいのではないか。例えば、参加者から発言を求めるぐらいのことがあってもいいだろう。



話はそれるが、帰りがけに丸谷オーさんの「思考のレッスン」という本を買い求め、車中で読んでいたところ、なんとそこに「狭山事件」登場していた。以下に、その部分を引用する。

裁判と言えば、狭山事件というのものもある。僕は、署名運動といったものはすべておことわりすることにしていますが、これだけは協力して、再審請求運動に署名したんです。

というのは、事件について、国語学者の大野晋さんが立てた説に感服したからなんです。検察側は、犯人の送った脅迫状は被告が書いたものと断定し、それが有罪の決め手ともなっていた。ところが大野さんは、脅迫状と、被告が書いた文章を国語学的に緻密に比較して、「脅迫状を被告が書いた可能性はない」という結論に達した。これは説得力がありましたね。それを読んで、まったく感心して、署名したんです。そのとき「文藝春秋」で大野さんと対談しました。大野さんの発言が過激でねえ。編集者の田中健五さんがビクビクしていた記憶があります。

丸谷さんの本を買ったのも読んだのも初めてだし、彼が狭山の署名をしていたことも知らなかったし、こんなときに、こんなふうに“つながる”とは思ってもよらず、巡り合わせを感じた。集会では鎌田慧さんのメッセージはあったが、狭山署名をした著名人はほかにもずいぶんいるのだろうと思う。だから、この方たちを使わない（失礼な言い方だが）手はない。

“勝つ”ためにどうする？

知恵出しによる創意工夫と市民運動としての展開が不可欠

どうすれば勝つことができるのか？最後は彼我の力関係が決するだろうが、そこまでいきつくために何をしたらいいのか？これまでのとりくみの延長線上に展望は開けないことは確かなことだろう。では、これまでにないとりくみ・運動とは何であり、どうつくりだすのか？一つは、先にも触れた「住民の会」にかかっていると思う。それらが既存の運動団体の看板の掛け替えでないのであれば、これまでにないアクションがあってもいいはずだ。すなわち、解放同盟をはじめとした組織・団体を軸にした定型の運動スタイルとはちがった動きをつくることだ。「住民の会」がふえること＝狭山事件のひろがりという単純な図式ではなく、オリジナリティとそれを実践できるノウハウをもった個人・グループがどれだけふえるかが肝心ではないか？



抗議集会に参加した700余人の人々を見ながら、一体何人がここに来る前に高裁に抗議に行っただろうかと思った。100人？50人？いや10人？いやいや5人？まさか私一人だけ・・・？かもしれない！あるいは、高裁への抗議文や抗議FAXを送ったり、抗議電話をかけた人はどのくらいあったのだろうか？これらにこそ狭山をたたかうエネルギーが反映している。狭山をたたかう自立した人々をどう生み出すのか？ここに勝利の鍵の一つがあると思う。

東京高裁もまた伏魔殿だった！ にんげんの命よりもメンツを守り続けた高橋裁判長！ 証拠開示に全力をそそごう！

12月（01年）はクリアし、3月までには…と予想していたこととはいえ、内容のなさ、読みにくさにアタマにくる、A4 90 ページの棄却決定文である。

高橋省吾裁判長、大阪在任時代（20 数年前）、『フォークリポート』のワイセツ裁判をやった人って聞いていたので、決定文を少しは期待していたのだが、片隣させうかがえないシロモノである。

それどころか、独断と推量と決めつけで「総合的に考察しても、被告人が犯人であることに疑いはない。自白と物的証拠との間に合理的疑いをもたらす程の矛盾は認められない。」と断じている。寺尾（確定判決）、高木（原決定）をしのぐ、一番のワルである。



山上弁護士



藤田弁護士

「棄却」という「結論」がガンとしてあり、何がなんでも、そこに導いていくのだから、楽なものである。こんな相手に勝てるわけがない。

「無この救済」どころか、「疑わしきは罰せず」という白鳥決定や財田川決定の精神をさえ、引用しつつ次のように断じるのである。「～すなわち、新証拠とともに、確定判決の基礎となった積極証拠に限らず、消極証拠も総合評価の対象とすることができるが、他方、新証拠の重要性、その立証命題と

無関係に、再審裁判所が旧証拠を洗いざらい評価し直して自ら心証を形成し、確定判決の動揺の有無を審査することまでを認めたわけではない。～」

まさしく、裁判所もまた「伏魔殿」である。高橋もまた、前外務次官のように「よく裁判所のメンツを守ってくれた」と称賛されていることだろう。「聖域なき構造改革」はここにも必要である。

一人のにんげんの「命」を裁くことを謙虚に受けとめ、審理尽くしてこそその裁判所ではないのか。かかえている裁判は多いのであろうが、あってはならないえん罪事件に時間を割くことは十分可能だし、それでこそ信頼される裁判所となるのではないのか。



横田弁護士

個々について、高橋はどう述べているか見ていこう。

一昨年（00年）11月の解放講座で、実験をふまえ、無実を証明した指紋の齋藤鑑定については、「指紋が必ず検出されるとは限らない」と。また、カモイの万年筆については、「第1回、第2回の捜索の場合と事情や条件を異にするのであるから、発見できないからといって、万年筆が石川宅になかったことにならない」と。筆跡については、「書く環境、書き手の立場、心理状態等により多分に影響され得るのである」と両者（脅迫状と上申書）は異なっ

てあたり前という。読み書き能力についても、学校教育をまともに受けていなくても、社会経験を積んでいたのだから能力はあったと結論する。手袋痕（脅迫状の封筒）については、「そこまで判定可能かどうかすこぶる疑問」「判然としない」と逃げる。などなど。

齋藤鑑定のように弱い所をつかれると、「推則の域を出ない」「論証に欠け、独断に過ぎる」「にわか賛同することはできず」とはぐらかす。

また、証拠開示についても、白鳥決定の「～当の証拠と全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり～」と引用している。しかし、検察が隠している2～3メートルの証拠についてはいっさい言及することはない。「全証拠」というのなら、職権でもって、証拠開示「命令」を出すのが当然ではなかったのか。この点にこそ、最大の弱点がある。恐れているのだ。



なんとしても全証拠開示を実現しよう。ここに力を結集しよう。さいわい、1月28日付読売新聞が解説記事で、証拠開示や事実調べについて指摘してくれている。39年前の事件当時、メディアがどんな報道をしたかを自戒をこめて見つめ、今、積極的に検証し、報道されんことを強く望むものである。

棄却直後ということもあり、マジにすぎたきらいがありますが…。おわりに一つ二つ…。狭山に限ってかどうかはわかりませんが、「決定」はやはり「木曜日」でした。月曜と金曜は外すんですかね。弁護団事務所に届くのが金曜日午後。運動を意識していることありありです。23日というのは偶然なんでしょう。

東京高検へ力を結集しましょう。何かいいことを考えついたら教えてください。

【付録】白鳥決定

「同法（刑事訴訟法）435条6号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用さ

れるものと解すべきである」(1975年5月20日決定)

【付録】財田川決定

(白鳥決定を「明白性の判断を」再確認したうえで) この鉄則を具体的に適用するにあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これを持って足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるものである」(1976年10月12日、最高裁第一小法廷決定)・・・。

【いしはらびん】



中山弁護士

今だから西岡智さんの話を聞こう!



西岡智さん(1月29日の抗議集会会場前)

西岡智さんをまねいて「市民共闘解放講座」

**3月8日(金)
ごご6時30分**

豊中人権まちづくりセンター
(予定)

主催：部落解放豊中市民共闘会議

【時事通信社】 1月25日 12:48 更新

「殺人犯のレッテル、はがしてほしい」＝狭山事件、石川一雄さんが会見

1963年に埼玉県狭山市で女子高生が殺害された狭山事件の第2次再審請求で、東京高裁に異議を棄却された石川一雄さん(63)＝無期懲役確定、94年に仮釈放＝が25日、東京都内で記者会見し、「わたしは無実。重くのし掛かった殺人犯のレッテルをはがしてほしい」と改めて訴えた。

石川さんは「多くの新証拠が出たので裁判所の勇氣ある判断を期待していたのに一蹴(いっしゅう)され、怒りを持っている。無実を認めてくれるまで、とことん司法を追及する」と話した。

石川さんは29日、最高裁に特別抗告する。

東京高等裁判所第5刑事部 高橋省吾 様

狭山事件の「異議申し立て」棄却に対する抗議

1月23日、東京高等裁判所第5刑事部（高橋省吾裁判長）は、狭山事件の異議申し立てを棄却しました。狭山事件は部落差別にもとづくえん罪事件であり、有罪認定のもととなった「自白」や「脅迫状」をはじめとする「証拠」は、いずれも石川一雄さんの無実を証明していることは、この間の弁護団の精力的な活動によって立証されてきました。これは、異議審段階においても齋藤鑑定（第2・第3）や半沢鑑定、柳田鑑定などが如実に示しているところです。

しかるに、第5刑事部・高橋裁判長は、確定判決を揺るがす新証拠を一顧だにすることなく、また、事実調べや証拠開示の声にも一切応えることなく、高木決定（1999年7月9日の2次再審棄却決定）を踏襲しました。

1974年10月31日の東京高裁・寺尾裁判長による「無期懲役」判決以来、第1次再審の全過程を含め、本日の棄却決定にいたるまで、狭山事件に関しては一度の事実調べも一人の証人調べも行われることなく、密室での書面審理による棄却決定がうちつづいています。ここには、客観的な証拠にもとづいて事実を明らかにするという真摯な姿勢はなく、「はじめに結論ありき」という予断が垣間見えていると言わねばなりません。真実に背を向け、懲りることなく“砂上の楼閣”をつみあげる東京高裁に必ずや歴史の審判が訪れる日がくることを確信するものです。

わたしたちはこの棄却決定を許さず、強い抗議の意思を表明するとともに、石川さんの完全無罪をかちとるまでたたかいつづけることを宣言します。

2002年1月24日

「狭山事件」の再審請求
について、東京高裁は十四日
まで審理した。審理の進め
方などは定まる法律の整備が
課題となっている。
解説部 菅野 昌

増田謙三氏で一九六三年に
女子高生が殺害された「狭山事
件」で、石川一雄さん(強
盗殺人罪などで無期懲役確定、
九四年仮出獄)の第二次再審請
求の異議申し立てに対し、東京
高裁は再び棄却した。

事件から三十九年。石川さん
は「無実を認められるまで闘い
を続ける」とあす十九日に、
最高裁に特別抗告する予定だ。
弁護団の中山武敏事務局長は
「また事実調べも行われないま
まの決定。検察官持ちの未開
示証拠も多い。裁判官の裁量の
範囲が広すぎ、一定の場合には
事実調べを保障することも必要
だ」と訴える。

再審は「無実を言い渡すべき
明らか証拠をあらたに発見し
たとき」に請求でき、裁判所は
「必要があるときは事実の取り
調べを怠ることができない」。

再審請求審では、再審開始ま
たは請求棄却がまず判断され
る。開始決定の場合には、改め
て別の公判で審理するという一
段階の構造だ。しかし、請求審
の審理方式については刑事訴訟
法などにほとんど規定がなく、
古くからその不備が指摘されて
きた。特に裁判官の職権による
進行に対し、公益の代表者で
ある検察側などの程度まで関与
できるかについて明確な規定が
ないことが問題となってきた。

今回の決定では、検察側から
提出された三点の証拠が
裁判所の判断材料に用い
られ、決定文で言及され
ている。同弁護団はこれ
れでは請求審が、請求者
と検察が対立的に向かい
合う公判と同じ構造にな

2002.1.24
読 者

「狭山事件」の再審請求を東京高裁が棄却したが「ルールなき審理」の改善必要

てしまい、しかも証拠調べも
経ないものを裁判官が目による
結果になる」と危惧する。

狭山事件の請求審では証人尋
問などの事実調べは過去一度も
行われなかった。しかし、過去
の別の事件では、関係者約十
人について尋問したり、公開の
法廷で証人尋問を行った例もあ
り、現場検証などの事実調べも
行っている。事例が違えばい
え、裁判所による審理の進め
方に幅がある過ぎないとする。

一方で、検察側は狭山事件の
資料について「重なる二・三
紙になる未開示の手持証拠が
ある」というが、弁護側の再三
にわたる開示請求にもかかわらず
開示しなかった。未開示の理
由を「関係者のプライバシー上
の問題」と弁護側に説明するが、
真実の解明を優先する利益で
はなかったか。

過去の再審請求審では、裁判
所の勧告を受けて手持証拠を
開示したり、取り寄せ決定を送
付嘱託に応じた例もあり、こう
した裁判所、検察側の対応のバ
ラつきもまた請求審での証拠
開示の明確なルールがないと
が原因だ。指折信、鹿児島大学
教授(刑事訴訟法)は「英米
カナでは、九〇年代になって
証拠開示の判例が整備されて
おり、日本でも同様に確立す
べきだ」と指摘する。

日弁連弁護士の請求審で再審開
始決定が確定した事件は十件
あるが、その多くが再審公判
で無罪とならしたにも関わらず
「無罪の救済」には請求審が極めて
重要な位置になる。請求審の構
造、一定の場合の事実調べの保
障、検察官関与のあり方、証拠
開示、公開性などについて法的
な整備が求められる。日弁連の
再審法改正建議書(九二年三月)
や、昨年の司法制度改革審議会
答申でいう「証拠開示のルール
の明確化」なども参考に、再審
法改正に向けた議論が活発化す
ることを期待したい。

第2次再審「特別抗告審」を担当する最高裁第一小法廷の裁判官たち！

(最高裁判所のホームページより)

とよなか狭山事件研究会「ストーン・リバー」

藤井正雄（ふじい まさお）1942年11月7日生

1955年 京都大学法学部卒業→1994年 大阪高裁長官→1995年11月7日 最高裁判事

(信条、趣味など) 裁判官の職責は、適正妥当な裁判をすることに尽きます。最高裁は後のない最終審であるということを心に刻み、公正中立の立場を堅持し、良心に忠実に、負託された使命を全うしたいと考えています。



横尾和子（よこお かずこ）1941年4月14日生

1964年 国際基督教大学教養学部卒業、厚生省入省→1994年 社会保険庁長官→1998年 特命全権大使としてアイルランド国駐在→2001年12月19日 最高裁判事

(信条、趣味など) 仕事に臨むにあたっては、人々の言葉を注意深く聞いて、深く受けとめる、よい耳を持った裁判官でありたいと考えます。休みの日には、森林浴や山歩きが好きで、時間を工夫して出かけていました。最高裁判所へ出勤の途上、白い富士山を見て、日本へ戻ってきた喜びを感じました。



井嶋一友（いじま かずとも）1932年10月7日生

1957年 京都大学法学部卒業→1959年 検事任官→1993 次長検事→1995年 8月11日 最高裁判事

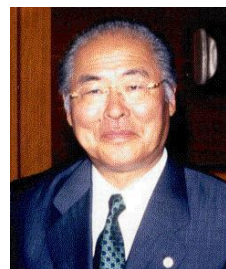
(信条、趣味など) 最高裁判所判事の職責の重大性に深く思いを致し、適正、妥当な裁判を実現するため一層の精進を重ね、誠実に職務を全うしたいと考えています。また、時代の動きに目を配り、国民の常識にかなう法の解釈、適用をしていきたいと思えます。趣味は謡曲、ゴルフ、スポーツ観戦などで、ストレス解消法としてカラオケもします。座右の銘は「誠心誠意」です。



深澤武久（ふかざわ たけひさ）1934年1月5日生

1957年 中央大学法学部卒業→1961年 弁護士登録（東京弁護士会所属）→1993年 東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長→2000年 9月14日 最高裁判事

(信条、趣味など) 事件の背後にある人間の悩み、苦しみに思いをいたし、単に法理論だけではなく、人間としてどうあるべきかを考えるとともに、最終審の重さを自覚し公正・妥当な判断をするために研鑽を重ねていきたいと思えます。座右の銘は「平常心是道」です。弁護士になったときに、弁護士である父から贈られた六法全書の裏表紙に書かれてあった言葉です。



町田 顯（まちだ あきら）1936年10月16日生

1959年 東京大学法学部卒業→1961年 判事補任官→1999年 東京高裁長官→2000年 3月22日 最高裁判事

(信条、趣味など) 最高裁判所は、裁判所に提起された事件について最終的な判断をするところであり、最高裁判所判事の職責が極めて重いことを常に自覚しつつ、任官以来、先輩、同僚をはじめ、事件関係者等から与えていただいた知識と経験を生かして、事件に取り組んでいきたいと思えます。近時、透明なルールによる判断を求め、国民の司法に対する要望、要請が大きくなってきていますので、これに対し正面から全力を挙げてこたえていきたいと思えます。趣味は、以前はテニスでしたが、「動く球を追いかけるのは大変」なのでゴルフに変えました。最近は息抜きにパソコンゲームをすることもあります。好きな言葉は「自然体で生きる」です。

